

週刊ダイヤモンド 今週の一冊

北村行伸

平成 17 年 3 月 28 日号

「罪と罰、だが償いはどこに？」

中嶋博行(著)

新潮社 2004年9月15日刊

昨年の振り込め詐欺の被害総額は知られているものだけで280億円を超えている。その他、インターネット・サイトの使用料の架空請求詐欺、キャッシュカードの不正使用による被害やインターネットのオークションでの詐欺事件など、経済犯罪は枚挙にいとまがない。

例えば、キャッシュカードの被害者は銀行の管理責任を迫及し、被害の弁済を彼らに求め、政府もそれを後押ししている。しかし、本来は、被害者に対して弁済責任があるのは犯人自身であり、警察が犯人を逮捕し、彼らに賠償させるのが筋である。そのために、警察官を増やし、裁判制度をより迅速なものに改善し、刑務所の収容能力を増やすことは、現状から見て不可避のように思われる。

本書では、弁護士であり小説家でもある中嶋博行氏が、犯罪者に経済的な賠償を求めることは当然であるにも関わらず、現在の法体系では、賠償が適切に行われていないという問題を指摘し、以下の4点を提案している。(1) 刑事裁判と民事裁判を同時に行う民刑併合を復活させる、(2) 刑務所を工場化して、そこでの労働によって損害賠償を行わせる、(3) 犯人が社会復帰した後も、公設取立人を創設して、損害賠償を取り続ける、(4) 犯罪賠償が終わるまでは、債務者を収監する刑務所(債務者監獄)を作っても賠償を行わせる。

著者は犯人を処刑してしまえば金が取れなくなるという理由で死刑廃止を主張しており、そのユニークな論点がマスコミで取り上げられてきたが、より重要な点は、刑法上の判断に基づく量刑とは別に、被害者に対しては被害以前の状態に復帰させることが当然の要求であり、経済犯罪の場合、損害額が確定しており、それに基づいた適正な賠償制度を確立すべきであるということにある。

実際、経済犯罪の場合の量刑は殺人罪等と比べると軽く、数年もすれば出所してくる。しかも、出所後、犯人が経済的損失に対して賠償をするということはほとんど無いそうである。これは、どう考えても不条理である。本書の問題提起は真剣に検討する価値がある。